

## 令和7年度「学生 Place+」を中心とした学生活動の支援等業務委託 に係るプロポーザル募集要項

令和7年度「学生 Place+」を中心とした学生活動の支援等業務（以下「本業務」という。）委託に関し、次のとおり受託希望者を募集します。

### 1 事業概要

京都市では、人口の1割に相当する約15万人の学生が持つエネルギーを高め、その力を京都のまちの活性化に繋げるため、平成22年度から、学生が大学の枠を越えて交流・連携を図ることができる活動拠点として、京都市大学のまち交流センター1階に「学生 Place+（学生の活動拠点）」を開設しました。「学生と地域をつなぐ学まちコラボ事業」の一環として、この「学生 Place+（学生の活動拠点）」を中心に、学生が、地域や地域企業等と連携・交流し、京都のまちの活性化に主体的に取り組めるよう、活動場所の提供や専門の職員による助言、活動に資する情報の提供や学生の活動の発信など、総合的な支援を行います。

### 2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 委託金額の上限

金4,600,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 委託業務の実施に係る費用は全て、上記金額の範囲内とする。

### 4 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

### 5 参加資格要件

以下の要件を全て満たす団体（複数の法人が事業実施のために形成した連合体を含む）

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 京都市長から入札参加停止の措置を受けている期間中でない者。
- (3) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としている者。
- (4) 提案した内容を遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有している者
- (5) 本業務実施のための連合体にあっては、上記の参加資格要件を満たす団体で構成し、責任の所在を明確にしていること。

## 6 提案の募集

以下の項目について、提案を募集します。提案については、予算内で実施可能なものと  
し、受託候補者決定後、本市と協議のうえ、実施の可否を決定します。

### (1) 学生の活動を効果的に支援、促進する取組

別紙仕様書「4 委託業務の内容」(1)について、「学生 Place+」がより有意義な活動  
拠点となるよう、地域・地域企業との連携・交流をはじめとした京都のまちの活性化に  
つながる活動を行っている学生及び、今後活動を行いたいと考えている学生等の活動  
を効果的に支援、促進する取組等を提案すること。

### (2) 学生の活動発信及び交流の促進

別紙仕様書「4 委託業務の内容」(2)について、活動開始から間もない学生や、本格的な活動には至っていないが地道に活動が続ける学生等の活動を後押しするため、学生  
の発信及び交流の促進の取組等を提案すること。

### (3) 広報

より多くの大学や学生に「学生と地域をつなぐ学まちコラボ事業」を知ってもらい、  
利用してもらうため、効果的な広報・周知の方法や、学生にとって親しみやすく分かり  
やすい、アクセス数を増やす工夫を施したウェブサイト等を提案すること。

## 7 資料の提出

### (1) 提出資料

受託希望者は、次の資料を提出してください。

なお、以下の提出資料のうち、イ～エについては、審査で使用するため、資料内に応募企業の名称を記載しないようにすること。

ア 参加資格要件を満たすことが確認できる資料（様式1～2）

※ 複数の団体で構成される場合は、様式1の団体の概要及び様式2をそれぞれ提出すること。

イ 職員の配置や人数等が確認できる資料（様式3）

ウ 6(1)、(2)、(3)のそれぞれの提案内容が分かる資料（様式自由）

エ 団体の活動実績（様式自由）

※ 複数の団体で構成される場合は、それぞれ記載すること。

オ 経費見積書（様式自由）

※ あて先は京都市長とし、代表者印を押印すること。

### (2) 提出締切日

令和7年3月13日（木）午後4時必着（直接持参、若しくは郵送又は信書便）

※ 郵便等不着の場合は、応募がなかったものとみなすので注意すること。

※ 本募集要項や仕様書等についての質問がある場合は、「(3) 問合せ先及び提出先」  
に令和7年3月6日（木）午後3時まで、FAXもしくは、電子メールで送付す  
ること。質問への回答は、3月11日（火）までに、以下ホームページで公開しま  
す。

<公開するホームページのURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 問合せ先及び提出先

京都市総合企画局総合政策室（担当：吉原、上掛）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3103

FAX 075-212-2902

E-mail [daigakuseisaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:daigakuseisaku@city.kyoto.lg.jp)

(4) 提出部数

正本1部及び副本5部

## 8 審査方法、審査項目及び審査基準

提出された資料に基づき、総合企画局総合政策室大学政策部長、大学政策課長、留学生支援・大学連携推進担当課長、(公財)大学コンソーシアム京都副事務局長の4名からなる本市の選考委員会が、審査項目ごとに審査を行い、合計点が最も高い団体を受託候補者として選定します。

なお、合計点が同点となり、最も高い団体が2者以上いる場合は、選考委員会において、審議して決定します。

＜（ ）内は配点＞

(1) 学生の活動を効果的に支援、促進する取組（25点）

別紙仕様書「4 委託業務の内容」(1)について、「学生Place+」がより有意義な活動拠点となるよう、地域・地域企業との連携・交流をはじめとした京都のまちの活性化につながる活動を行っている学生及び今後活動を行いたいと考えている学生等の活動を効果的に支援、促進する取組となっているか。

(2) 学生の活動発信、及び交流の促進（15点）

別紙仕様書「4 委託業務の内容」(2)について、活動開始から間もない学生や本格的な活動には至っていないが地道に活動が続ける学生等の活動を、後押しするための取組となっているか。

(3) 広報（10点）

より多くの大学や学生に「学生と地域をつなぐ学まちコラボ事業」を知ってもらい、利用してもらうために、効果的な広報となっているか。

(4) 運営体制について（10点）

本業務を円滑に実施できる必要な体制を確保するとともに、学生と地域・地域企業との連携・交流をはじめとした京都のまちの活性化につながる活動に関する経験や専門知識を有する者が本業務に従事しているか。

(5) 団体の活動実績（20点）

本業務を円滑に実施できる活動実績があるか。

(6) 経費見積（20点）

以下の数式により採点する。

・最低価格を提示した者 点数＝20点

・それ以外の者 点数＝最低提示価格÷当該提示価格×20点  
ただし、小数点以下四捨五入とする。

※ 応募が1団体しかなく、かつ、採点結果が60点に満たない場合、プロポーザルを再度実施します。

## 9 審査結果の通知及び審査結果の公表

令和7年3月27日（木）までに、各応募者に通知するとともに、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他契約相手方を選定した理由が分かる情報を、以下ホームページで公開します。

公開するホームページのURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

## 10 契約手続

プロポーザルの実施後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

受託候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約します。その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行います。

## 11 その他

- (1) 本業務は令和7年度予算による事業につき、京都市会において予算が成立しなかった場合、事業が中止となることがあります。なお、この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者はその費用を京都市に請求することはできません。
- (2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 失格となる企画提案書  
企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合があります。  
なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。  
ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの  
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの  
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの  
エ 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しないこととします。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
- (6) 提出期限以降における企画審査項目・基準提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (7) すべての提出書類は、返却しません。
- (8) 本業務で用いる「学生」とは、原則、大学生及び短期大学に通う学生（大学院生を含む）を指します。

(参考) プロポーザルスケジュール (予定)

|              |                |
|--------------|----------------|
| 令和7年2月27日(木) | プロポーザル公表       |
| 3月6日(木)      | 質問締切(午後3時まで)   |
| 3月13日(木)     | 資料提出締切(午後4時必着) |
| 3月27日(木)まで   | 受託候補者決定        |
| 4月1日(火)      | 契約締結・業務開始      |